

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。

短期でのご利用も可能です。ご希望される場合はお申し出てください。(医師の了解と指示が必要です)

医療保険：在宅患者訪問薬剤管理指導料

項目	点数	主な要件、算定上限
① 単一建物患者 1人	650点	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）
② 単一建物患者 2～9人	320点	
③ 単一建物患者 10人以上	290点	
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料	59点	

1点=1円 10点=10円（1割負担） 30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。

介護保険：居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費

項目	単位数	主な要件、算定上限
① 単一建物居住者 1人	518単位	薬局の薬剤師の場合 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで）
② 単一建物居住者 2～9人	379単位	
③ 単一建物居住者 10人以上	342単位	
④ 情報通信機器を用いた服薬指導	46単位	

1単位=10円 10単位=100円（1割負担） 30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。